地域審議会の先行事例について

他都市の事例

								I
都市名 項 目	大船渡市 (大船渡市·三陸町)	新居浜市 (新居浜市·別子山村)	加美町 (中新田町・小野田町・宮崎町)	南アルプス市 (八田村・白根町・芦安村・ 若草町・櫛形町・甲西町)	あさぎり町 (上村・免田町・岡原村・須恵村・ 深田村)	周南市 (徳山市・新南陽市・熊毛町・ 鹿野町)	対馬市 (厳原町・美津島町・豊玉町・峰 町・上県町・上対馬町)	阿賀野市 (安田町・京ヶ瀬村・水原町・ 笹神村)
合併年月日	平成13年11月15日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月21日	平成16年3月1日(予定)	平成16年4月1日(予定)
合併方式	編入	編入	新設	新設	新設	新設	新設	新設
議員の取扱い	在任特例	在任特例	在任特例	在任特例	在任特例	在任特例	在任特例	在任特例
合併後人口	約5万人	約13万人	約3万人	約7万人	約2万人	約16万人	約4万人	約5万人
設置期間	平成13年11月15日から 平成24年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成25年3月31日まで		合併の日から 平成26年3月31日まで	合併の日から 平成26年3月31日まで
所掌事務	合併建設計画の変更及び執行 状況、ふるさと創生基金の使途 並びにその他市長が必要と認 める事項	新市建設計画の変更及び執行 状況並びにその他市長が必要 と認める事項	・新町建設計画の変更に関すること ・新町の基本構想の作成及び変更に関すること ・その他町長が必要と認めること	・新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項・新市の基本構想及び各種計画の策定・変更に関する事項・その他市長が必要と認める事項	・新町建設計画の変更及び執行 状況に関する事項 ・地域振興のための基金の活用 に関する事項 ・新町の基本構想の作成及び変 更に関する事項 ・その他町長が必要と認める事 項	変更に関する事項	・新市建設計画の変更及び執 行状況に関する事項 ・地域振興のための基金の活用 に関する事項 ・新市の基本構想の作成及び 変更に関する事項 ・その他市長が必要と認める事 項	 ・新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項 ・新市の基本構想及び各種計画の策定及び変更に関する事項 ・その他市長が必要と認める事項
組織	15人以内 (1)公共的団体の役職員 (2)学識経験者 (3)公募により選任された者 (3人以内)	7人以内 (1)公共的団体の役職員 (2)学識経験者 (3)公募により選任された者 (3人以内)	15人以内 (1)区長 (2)公共的団体に属する者 (3)学識経験を有する者 (4)公募により選任された者 (3人以内)	20人以内 (1)市議会の議員 (2)公共的団体等を代表する者 (3)学識経験者	15人以内 (1)区長 (2)農林業団体、商工業団体に属する者 (3)社会教育及び学校教育の団体に属する者 (4)青年、女性、老人を構成員とする組織に属する者 (5)社会福祉に関係する者 (6)消防団員 (7)学識経験を有する者	(3)公募による者	15人以内 (1)区長(駐在員) (2)農林水産業団体、商工業団 体に属する者 (3)社会教育及び学校教育の団 体に属する者 (4)青年、女性、高齢者を構成員 とする組織に属する者 (5)社会福祉に関係する者 (6)学識経験を有する者	16人以内 (1)自治体の区長等 (2)農林業団体又は商工業団体 に属する者 (3)教育又は文化に係る分野に属する者 (4)福祉又は衛生に係る分野に属する者 (5)環境保護に係る分野に属する者 (6)その他、識見を有する者 ただし、各分野、各年代及意見 の集約を図ることができるよう、均衡に配慮すること。
任期·失職	2年 ただし、設置区域に住所を有し なくなったときは失職	2年 ただし、設置区域に住所を有し なくなったときは失職	2年 ただし、再任されることができる	2年 ただし、当該区域に住所を有し なくなったときは失職 再任は妨げない	2年 ただし、再任されることができる		2年 ただし、再任は妨げない	2年 ただし、再任は妨げない 市長は、委員がその要件を欠く に至った場合は、委員の委嘱を 解くものとする。
会長·副会長	委員の互選による 副会長2名	委員の互選による	委員の互選による	委員の互選による	副会長なし 会長のみ委員の互選による	委員の互選による	委員の互選による	委員の互選による
会議	・会長が招集 ・会長が議長 ・過半数の出席で成立 ・議事は、過半数で決する。可 否同数は、議長が決する。 ・原則公開	 ・会長が招集 ・会長が議長 ・過半数の出席で成立 ・議事は、過半数で決する。可否同数は、議長が決する。 ・原則公開 	・会長が招集 ・委員の1/4以上の請求で開催 ・半数以上の出席で成立 ・会長が議長 ・議事は、過半数で決する。可 否同数は、議長が決する。 ・原則公開 ・会長は、審議上必要があると 認めるときは、委員以外の者を 地域審議会に出席させ、意見を 述べさせることができる。	・1/2以上の出席で成立 ・会長が議長 ・議事は、過半数で決する。可 否同数は、議長が決する。 ・会長は、審議上必要があると 認めるときは、委員以外の者を 会議に出席させ、意見を求める	・委員の1/4以上の請求で開催 ・半数以上の出席で成立 ・会長が議長 ・会長は、審議上必要があると認 めるときは、委員以外の者を地 域審議会に出席させ、意見を述	・会長が必要と認めるときは、委 員以外の者を会議に出席させ、	・会長が招集 ・毎年2回以上開催 ・委員の1/4以上の請求で開催 ・半数以上の出席で成立 ・会長が議長 ・会長は、審議上必要があると 認めるときは、委員以外の者を 会議に出席させ、意見を述べさ せることができる。	・市長からの要請を受け会長が 招集 ・年1回以上開催 ・委員の1/4以上の請求がある ときは市長に通知し、会議を招 集 ・半数以上の出席で成立 ・会長が議長 ・議事は、過半数で決する。可 否同数は、審議上必要がみるよと 記談とさは、審議、委員以外の求めると 会議に出席させ、意見を求める ときばできる。 ・原則公開
	 			会長 7,500円/日	会長 4,700円/日			

※地域審議会の設置に関する協議においては規定せず